



平成 28 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社オルトプラス  
代 表 者 名 代表取締役 CEO 石 井 武  
(コード番号：3672 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役 CFO 執行役員 竜石堂 潤一  
財務・経理部長  
(Tel. 03-4577-6701)

**XPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司)との資本業務提携及び  
第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 4 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、XPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司、以下「XPEC 社」といいます。)との間で、両社が共同して事業を推進させることにより、両社の企業価値を向上させるための資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)を行うことに関する資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結するとともに、XPEC 社の既存株主である Eminent Global Limited (以下「EGL 社」といいます。)との間で、本資本業務提携に関連して行う当社による EGL 社が保有する XPEC 社の株式の相対取得による取得(以下「本株式譲渡取引」といいます。)を行うことに関する株式譲渡契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。)を締結すること、及び XPEC 社を割当予定先とする第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)の方法により株式会社オルトプラス第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)の発行を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

**I. 資本業務提携の概要**

**1. 本資本業務提携の理由**

当社は創業以来、GREE や mobage といった SNS プラットフォームや、App Store や Google Play 等のアプリマーケット向けソーシャルゲーム(注 1)の企画・開発・運営を主たる事業としております。

当社は SNS プラットフォームにおける自社オリジナルタイトルの成功を皮切りに、アニメや漫画等のキャラクター等のユーザー認知度の高い IP(注 2)を保有する他社との協業により、多くのタイトルを SNS プラットフォームで運営することで事業を拡大してまいりました。その後、スマートフォンの急速な普及に伴い App Store や Google Play 等で提供されるネイティブアプリゲーム(注 3)の需要が高まったことから、当社もその市場環境の変化に対応するため、ネイティブアプリゲームの開発を行ってまいりましたが、GREE、mobage 等の SNS プラットフォーム向けのソーシャルゲームと異なり、ネイティブアプリゲームの開発に関しては家庭用ゲーム機向けのゲームのような非常に高いクオリティが求められるため、開発期間の長期化や、当社が保有する人的リソースの不足により、たとえ優良な IP を利用した協業案件が獲得できた場合でも、開発ができない状態ないし外注等により開発・運用を行う状況が多くなり、結果採算が取れない状況が長く続きました。

当社はそのような状況を踏まえ、高騰する開発・運用費を抑え、安定したゲームタイトルの提供が可能な体制を構築するために、ベトナム国ハノイ市にオフショアの開発子会社を設立し、現地のエンジニアの獲得と育成を進めてまいりました。また同時に、日本国内における競合企業の増加及びソーシャルゲームの中心が App Store や Google Play 等のグローバル市場を前提としたプラットフォームへ移行したことを踏まえ、韓国、中国、東南アジア諸国を中心としたアジア展開を進めるための拠点として、韓国ソウル市に子会社を設立し、急速な市場環境変化に対応すべく先行投資を続けてまいりました。さらに、ソーシャルゲーム運営に際し必要と

なるカスタマーサービス（CS 業務）及び品質保証（QA 業務）を専門に行うため、株式会社 SHIFT と合弁会社を設立したことに加え、他の開発人員紹介会社とも協業を行うことで、安定した人員の確保等、ソーシャルゲームの運営に関するさまざまなニーズに対してワンストップで応えられる環境の整備を進めてまいりました。社内の体制整備及び先行投資により、現時点においては、運営中のゲームタイトルにつきましては、黒字を確保できる体制の構築に向けた施策を講じております。

他方で、当社がグループ体制の構築を進めたのと同時期に、ソーシャルゲーム業界においては他社が開発・運営をしているソーシャルゲームタイトルを、当該会社に代わって運営を引き受けるビジネス（ソーシャルゲームの「セカンダリーマーケット」。以下「セカンダリーマーケット」といいます。）が生まれつつあります。家庭用ゲーム機向けのゲームの場合は、ゲーム開発会社が開発を行い、ゲームの完成及び販売の開始により、開発作業が完了いたしますが、ソーシャルゲームの場合においては、ゲーム開発会社は新規タイトルのリリース後も継続して当該タイトルの運営を行う必要があるため、運営コストが継続して発生し、人的リソースも固定されることから、新規タイトル開発のために必要な人員を充てることができず、事業が硬直化するという問題があります。ゲーム開発会社は、従来は、人員を多めに抱え、社内ローテーションにより上記問題に対応しておりましたが、昨今の厳しい市場環境下においては、余剰人員を抱えることは難しいため、リリース済みのタイトルを少しでも低コストで長期間運営しつつ、自社の開発人員を新規タイトルの開発に充てたいとする企業が増えており、これを受けてゲームタイトルの運営を専門で請け負う企業も増えつつあります。このようなセカンダリーマーケットにおける、運用移管元企業の『少しでも長く現在の売上水準を維持し、コストを下げた運営し、ソーシャルゲームの LTV（ライフ・タイム・バリュー）（注4）を最大化したい』というニーズに対しては、当社がこれまでに投資し、構築してきた体制が、一つのソリューションになると考えております。具体的には、当社がこれまで培ってきた『一つのタイトルを長期間運営できるノウハウ』、『オフショア開発拠点を利用した低コスト運営』、『販路拡大のためのアジア拠点』等、セカンダリーマーケットにおける運営引受先として、他社にはない優位性を確保していると考えており、他社タイトルの運営移管受託事業の拡大及び海外展開を図ることが、今後の当社の企業価値及び株式価値を向上させるために不可欠であると考えております。

XPEC 社は、2000 年の設立以来、グローバル市場におけるマルチプラットフォームのコンシューマーゲーム、PC オンラインゲーム、ネイティブアプリゲームの開発を主たる事業としつつ、グループ傘下にある樂陞美術館股份有限公司（XPEC Art Center Inc.（以下「XAC 社」といいます。））において、ゲームグラフィックの製作を受託するとともに、中国におけるモバイルアプリケーションプラットフォーム『同步网络』（Tongbu.com）を運営する Tongbu Technology Limited. などを通じて、ネイティブアプリゲーム等の配信にも力を入れている会社であり、台湾グレート証券市場（以下「台湾 GTSM 市場」といいます。）において株式が取引されております。

当社はアジア展開を進める中で、当社代表取締役 CEO である石井武が、当社創業前に XPEC 社の董事長である許金龍氏と面識を得ていたことを契機に、協業先の一つとして XPEC 社との協議を案件ごとに都度進めておりましたが、XPEC 社が持つ開発リソースや XAC 社が有するゲームグラフィック製作リソースを活用することにより、優良な IP を利用した協業案件の獲得可能性が高まるとともに、同社が傘下に持つモバイルアプリケーションプラットフォームに対して当社タイトル及び運営移管タイトルを提供することにより、当社の運営移管事業の収益拡大及びアジア市場への展開を進めることが可能となると判断しております。また、XPEC 社は、当社を経由して日本マーケット向けにソーシャルゲームを展開することが可能になるとともに、XPEC 社が傘下に持つモバイルアプリケーションプラットフォームに対して提供されるネイティブゲーム数を増やすことが可能となります。

このような当社グループと XPEC 社グループとの業務上の協働によるシナジー効果を最大化するためには、当社と XPEC 社との間に資本関係を構築することによって強固なパートナーシップを構築するとともに、当社の財務基盤の強化並びに運営移管受託事業の拡大及び海外展開の促進に向けた投資を実現することが有効と判断い

たしました。

このように、当社は、本資本業務提携を通じて、当社グループ及び XPEC 社グループが有するリソースを最適化して相互利用するとともに、他社タイトルの運営移管受託事業の拡大及び海外展開を図ることによって、当社の企業価値を向上させることが可能であると判断し、本資本業務提携契約を締結することといたしました。

- 注1 ソーシャルネットワーキングサービス（「SNS」）をプラットフォームとし、利用者同士のつながりや交流関係を活かしたゲームの総称。
- 2 知的財産権（Intellectual Property）。
- 3 Google Inc. が運営する「GooglePlay」や Apple Inc. が運営する「App Store」等のアプリマーケットよりプログラムをダウンロードして利用するゲームアプリケーション。
- 4 一人の顧客が取引期間を通じて企業にもたらす利益（顧客生涯価値）。

## 2. 本資本業務提携の内容等

### (1) 資本提携の内容

本資本業務提携の一環として、当社は、本新株予約権付社債を第三者割当の方法により XPEC 社に対して割り当て、また、XPEC 社の株式を同社の既存株主である EGL 社からの相対取得により取得いたします（以下「本資本提携」といいます。）。

本資本提携のうち、当社による第三者割当の方法による XPEC 社に対する本新株予約権付社債の発行の詳細については、下記「II. 第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」をご参照ください。

また、本株式譲渡契約に基づく本株式譲渡取引の概要及びこれにより当社が取得する予定の XPEC 社の株式の数、発行済株式総数に対する割合、取得の対価等は以下のとおりです。

- ① 取得する予定の株式の数 1,643,546 株（当社が取得する XPEC 社株式の数は、本第三者割当による調達資金のうち XPEC 社株式の取得に充当する手取金の額（646 百万円）を払込期日（平成 28 年 5 月 11 日）現在の外国為替換算レートで台湾ドルに換算した額から為替手数料等相当額を控除した金額を、下記⑥で定義される本件譲渡価格で除した数であり、上記取得する予定の株式の数は、外国為替換算レートを 1 台湾ドル＝3.42 円と仮定し、一定の為替手数料等の見込額を控除して算出した見込数です。）
- ② 当該取得後の XPEC 社の発行済株式総数に対する割合 約 1.1%
- ③ 当該取得後の XPEC 社の議決権総数に対する割合 約 1.1%
- ④ 本株式譲渡契約の締結日 平成 28 年 4 月 25 日
- ⑤ 本株式譲渡取引の実行日（予定） 本第三者割当に係る払込期日（平成 28 年 5 月 11 日（予定））から 2 週間以内
- ⑥ 本株式譲渡取引に係る対価 本株式譲渡契約の締結日（平成 28 年 4 月 25 日）の直前営業日の台湾 GTSM 市場における XPEC 社株式の終値（以下「XPEC 社株式終値」といいます。）、本株式譲渡契約の締結日に先立つ 10 取引日における XPEC 社株式終値の平均、及び本株式譲渡契約の締結日に先立つ 30 取引日における XPEC 社株式終値の平均のうち最も高い金額である、114.0 台湾ドル（以下「本件譲渡価格」といいます。）

本株式譲渡取引により当社が相対取得で取得する予定の XPEC 社の株式は、台湾法に基づき市場での取引が制限されておりますが、平成 29 年 1 月 29 日以降は当該制限が解除される予定です。また、本株式譲渡契約において、上記譲渡制限の解除後に当社が XPEC 社の株式の全部又は一部を第三者に対して売却する場合には、当該売却が実行される日の 20 暦日前に、当該第三者に関する情報を XPEC 社に対して書面で通知しなければならないこととされております。

なお、本資本提携に伴い、当社は、2016 年 12 月に開催予定の当社の定時株主総会以降、適任であると両社間で合意した XPEC 社の人材 1 名を取締役候補とすること、また、上記定時株主総会までの間は、両社間で合

意した XPEC 社の人材 1 名をオブザーバーとして取締役会に出席させること（但し、いずれの場合も、XPEC 社が本新株予約権付社債の 3 分の 2 以上を処分した場合（当社が本新株予約権付社債を買入れ又は償還した場合及び XPEC 社が本新株予約権付社債を転換することにより取得した当社の株式を処分した場合を含みます。）は、当社又は XPEC 社は、これらを取りやめることができます。）について合意しております。

## (2) 業務提携の内容

当社と XPEC 社との間において、現時点において合意している業務提携（以下「本業務提携」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

- ① 両社が持つ事業上の強みを最適化し、重複するリソースを最小化するための相互協力
- ② 中華圏地域及び東南アジア向けマーケットに比較優位性を持つ XPEC 社に対し、当社がゲームを提供
- ③ 日本のマーケットに比較優位性を持つ当社に対し、XPEC 社がゲームを提供
- ④ 当社のグラフィック製作業務に際し、XAC 社と相互協力
- ⑤ 当社の台湾及び韓国の開発拠点を縮小し、ゲーム開発に際し、XPEC 社の有する開発リソースを経済合理性の範囲内において利用

## 3. 資本業務提携先の相手先の概要

下記「Ⅱ. 第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行 6. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」をご参照ください。

## 4. 日程

(1) XPEC 社における董事会の決議日	平成 28 年 4 月 22 日
(2) 当社における取締役会の決議日	平成 28 年 4 月 25 日
(3) 本資本業務提携契約及び本株式譲渡契約の締結日	平成 28 年 4 月 25 日
(4) 本第三者割当に係る払込期日	平成 28 年 5 月 11 日（予定）
(5) 本株式譲渡取引の実行日	本第三者割当に係る払込期日から 2 週間以内（予定）

## Ⅱ. 第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

### 1. 募集の概要

#### 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成 28 年 5 月 11 日
(2) 新株予約権の総数	45 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 19 百万円（額面 100 円につき金 100 円） 本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	2, 238, 219 株
(5) 資金調達の額	855, 000, 000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた本第三者割当に係る手取り概算額の総額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。
(6) 転換価額	1 株当たり 382 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、XPEC Entertainment Inc.（以下「割当予定先」といいます。）に全額を割り当てます。
(8) 利率	本社債には利息を付しません。
(9) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

	<p>本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。当社は、発行要項の定めに従い、平成29年5月11日以降、平成31年4月29日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に残存する本社債の全部又は一部を、本社債の金額100円につき、以下の金額で繰上償還することができます。</p> <p>① 平成29年5月11日から平成30年4月30日までの期間：金101.5円  ② 平成30年5月1日から平成31年4月29日までの期間：金103.0円</p> <p>また、本資本業務提携契約には、XPEC社は、本株式譲渡取引が実行されるまで、本新株予約権付社債を当社の株式に転換することはできないこと、XPEC社は、本新株予約権付社債のうち6億46百万円分(額面19百万円の本社債34口)について、本新株予約権の行使期間の末日までに、当社の株式に転換しなければならないこと、XPEC社は、平成29年5月11日以降、当社に対し、本新株予約権付社債のうち2億9百万円分(額面19百万円の本社債11口)を上限として買入れることを当社に対し請求することができること等について定めております。詳細については、下記「2. 募集の目的及び理由 (ii) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由及びその特徴 (4) 本資本業務提携契約に基づく本新株予約権付社債に関する合意の内容」をご参照ください。</p>
--	--

## 2. 募集の目的及び理由

### (i) 資金調達の主な目的

前記「I. 資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の理由」に記載のとおり、当社は、本資本業務提携と通じて、当社とXPEC社との間におけるより強固なパートナーシップを構築するとともに当社の財務基盤の強化を図り、またこれを基盤として、当社グループ及びXPEC社グループが有するリソースを最適化して相互利用するとともに、他社タイトルの運営移管受託事業の拡大及び海外展開を図ることによって、当社の企業価値を向上させることが可能であると判断し、本資本業務提携契約を締結して本第三者割当を実施することといたしました。

### (ii) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由及びその特徴

下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、本第三者割当により調達した資金のうち6億46百万円については、平成28年5月において、当社とXPEC社との間に資本関係を構築し、本資本業務提携を推進するため、当社によるXPEC社の株式1,643,546株(見込)の取得に係る費用に充当する予定です。また、1億86百万円については、平成29年4月末までに、他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用(人件費、外注費、サーバー費、広告宣伝費等。海外展開を行う場合のこれらの費用を含みます。)に充当する予定です。

このように、当社は、迅速かつ確実性のある方法により一定規模の資金を調達する必要があること、また、本件の資金調達は、XPEC社との間におけるより強固なパートナーシップを構築し、本資本業務提携を推進することも重要な目的の一つであることから、XPEC社に対する第三者割当の方法が最善であると判断いたしました。

また、当社は、本第三者割当による株式市場への影響及び既存株主の株式価値の希薄化にも十分に配慮する必要があると考え、下記の点を検討した結果、具体的な資金調達としては、発行済株式数の増加による急激な株式価値の希薄化を回避しつつ、資金調達金額を当初から確保することができる転換社債型新株予約権付社債の発行が相当であると判断いたしました。なお、下記「2. 募集の目的及び理由 (ii) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由及びその特徴 (4) 本資本業務提携契約に基づく本新株予約権付社債に関する合意の内容」に記載のとおり、本資本業務提携契約において、XPEC社は、本新株予約権付社債の発行日から本新株予約権の行使期間の末日までの間に、本新株予約権付社債のうち6億46百万円分(額面19百万円の本社債34口)につき、当社の株式に転換することに合意しており、本新株予約権付社債の発行による調達金額のうち6億46百万円については、当社株式に転換されるこ

とにより資本増強が図られ、額面金額の償還が行われることはありません。他方、本新株予約権付社債のうち2億9百万円分(額面19百万円の本社債11口)については、上記のような当社株式への転換に関する合意はなく、本資本業務提携契約により、XPEC社は、平成29年5月11日以降、買入希望日の30暦日以上前に買入請求通知を行うことにより、2億9百万円分(額面19百万円の本社債11口)を上限として、当該買入日に残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を買入れることを、当社に対し請求することができることとされております。

(1) 他の資金調達方法と比較した場合の特徴

- ① 資金調達を、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生することになり、また、新株予約権付社債又は新株予約権の発行の場合と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、今回採用した新株予約権付社債の発行による資金調達は、希薄化懸念は相対的に抑制され、また、株価への急激な影響の軽減が期待されます。
- ② 新株予約権による資金調達の場合は、株式の発行の場合と比べて急激な株式価値の希薄化の影響を低減することができる一方で、新株予約権の発行時点における資金調達金額が限定的となるとともに、株価の動向によっては新株予約権の行使が進まず、当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があります。これに対し、新株予約権付社債による資金調達の場合は、新株予約権付社債の発行の時点で調達資金の全額が確保可能であり、また、調達資金を成長投資に充当することにより企業価値ひいては株式価値が向上した場合には、転換権の行使により資本の充実を図ることも期待することができます。また、下記「2. 募集の目的及び理由 (ii) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由及びその特徴 (4) 本資本業務提携契約に基づく本新株予約権付社債に関する合意の内容」に記載のとおり、本新株予約権付社債のうち6億46百万円分(額面19百万円の本社債34口)については、本資本業務提携契約において、XPEC社は、本新株予約権付社債の発行日から本新株予約権の行使期間の末日までの間に、当社の株式に転換しなければならないことが合意されており、これにより、当社は、上記金額について、希薄化と株価への急激な影響を抑えつつ、株価の動向にかかわらず確実に中期的な資本の充実を図ることができます。
- ③ 間接金融等については、株式価値の希薄化が生じないこととなりますが、借入れによる資金調達は、金利負担が生じること、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、将来的に運転資金が必要となった場合の銀行借入れによる資金調達余地が縮小する可能性があります。これに対し、本社債には利息は付されず、また、調達資金を本資本業務提携や企業成長のための積極的な投資に充当することにより企業価値を高めることで、株式への転換による財務健全性の向上を図ることを期待することができます。特に、本新株予約権付社債のうち6億46百万円分(額面19百万円の本社債34口)については、本新株予約権の行使期間の末日までに、全額が当社の株式に転換されることが合意されているため、株価の動向にかかわらず、中期的には確実に財務健全性の向上を図ることができます。

(2) 当社のニーズに応じ、配慮した点

① 株価への影響の軽減

- 本新株予約権付社債の転換価額については、平成28年3月23日から本第三者割当に係る取締役会決議の日(以下「発行決議日」といいます。)の前営業日(平成28年4月22日)までの期間(以下「過去1か月間」といいます。)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(以下「基準株価」といいます。)である382円を参考として割当予定先と協議を重ねた結果、本新株予約権付社債の転換価額は382円に決定しており、その後の修正は行われない仕組みとなっています(転換価額の調整については、別紙「株式会社オルトプラス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項」の第19項(4)

をご参照ください。)。当該転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向及び金利動向等に加え、株式会社プルータス・コンサルティングによる価値算定結果を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

- 本第三者割当は、一度に調達予定総額に相当する新株式が発行されるものではなく、株価の動向等を踏まえ、本新株予約権付社債の転換が行われるため、新株発行の場合と比較して、当社普通株式の供給が一度に行われ、株式需給が急激に変化することによる株価への重大な影響を抑制することができます。

## ② 希薄化の抑制

- 本新株予約権付社債の転換価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、さらなる希薄化が生じる可能性は原則としてありません。
- 本新株予約権付社債の転換は、株価及び売買出来高等に対応して経時的に実行されるものと考えられるため、希薄化は、新株式を一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
- また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本新株予約権付社債の円滑な転換が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資本増強を実現することが可能になります。
- 当社は、本新株予約権付社債の発行要項に基づき、平成 29 年 5 月 11 日以降、当社の判断により、発行した本新株予約権付社債を額面金額に一定の金額を上乗せした金額で繰上償還することができることとされており、当社の判断により繰上償還を行うことで、将来の株式への転換による株式価値の希薄化の影響を調整することが可能となります。

## ③ 資本政策の確実性及び柔軟性

- 本新株予約権付社債のうち 6 億 46 百万円分(額面 19 百万円の本社債 34 口)については、本資本業務提携契約において、本新株予約権の行使期間の末日までに、当社の株式に転換されることが合意されているため、株価の動向にかかわらず、中期的には確実に財務健全性の向上を図ることができます。
- 他方で、本新株予約権付社債の発行要項上、当社は、平成 29 年 5 月 11 日以降、発行した本新株予約権付社債を額面金額に一定の金額を上乗せした金額で繰上償還することができるため、資本政策の柔軟性を一定程度確保できます。

## (3) その他配慮した点

本新株予約権付社債は、発行の時点で調達資金の全額が確保可能ですが、社債権者が最終的に本新株予約権付社債を転換せずに満期が到来した場合又は社債権者が当社に対して本新株予約権付社債の買入れを請求(但し、本新株予約権付社債のうち 2 億 9 百万円分(額面 19 百万円の本社債 11 口)の限度に限られます。)した場合(下記「2. 募集の目的及び理由 (ii) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由及びその特徴 (4) 本資本業務提携契約に基づく本新株予約権付社債に関する合意の内容」参照)には、当社は残存する本新株予約権付社債の額面金額の全部又は一部を社債権者に償還し、又は額面金額に一定の金額を上乗せした金額で買入れる必要があり、当該償還や買入れのための資金に充当するため、手元資金からのねん出又は新たな資金調達を行うことが必要になります(下記「2. 募集の目的及び理由 (ii) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由及びその特徴 (4) 本資本業務提携契約に基づく本新株予約権付社債に関する合意の内容」参照)。もっとも、上記「1. 募集の概要 (9) その他」記載のとおり、本新株予約権付社債のうち 6 億 46 百万円分(額面 19 百万円の本社債 34 口)については、本資本業務提携契約において、本新株予約権の行使期間の末日までに、XPEC 社は当社の株式に転換することにつき合意しているため、当該金額につき額面金額の償還が行われることはありません。従って当該金額については、償還や買入れ資金への充当を目的とする新たな資金調達等の必要は生じないこととなります。

(4) 本資本業務提携契約に基づく本新株予約権付社債に関する合意の内容

本資本業務提携契約には、以下の内容が定められております。

- ① XPEC 社は、本株式譲渡取引が実行されるまで、本新株予約権付社債を当社の株式に転換することはできない。
- ② XPEC 社は、本新株予約権付社債のうち 6 億 46 百万円分(額面 19 百万円の本社債 34 口)について、本新株予約権の行使期間の末日までに、当社の株式に転換しなければならない。
- ③ XPEC 社が第三者(但し、XPEC 社が支配する法人を除く。)に対して本新株予約権付社債の譲渡等を行う場合、XPEC 社は、当該譲渡等の実行予定日の 2 週間前までに当社と協議を行った上で、当該譲渡等を行うことについて当社の取締役会の事前承認を取得しなければならない。
- ④ XPEC 社が本新株予約権付社債の転換により取得した当社の株式の全部又は一部を第三者に対して売却する場合には、当該売却が実行される日の 20 暦日前に、当該第三者に関する情報を当社に対して書面で通知しなければならない。
- ⑤ XPEC 社は、平成 29 年 5 月 11 日以降、当社に対し、当社による買入れを希望する日(償還期限より前の日とする。以下「買入希望日」という。)の 30 暦日以上前に通知(以下「買入請求通知」という。)を行うことにより、本新株予約権付社債のうち 2 億 9 百万円分(額面 19 百万円の本社債 11 口)を上限として、当該買入日に残存する本新株予約権付社債の全部又は一部(以下「買入請求金額」という。)を買入れることを、当社に対し請求することができ、買入請求通知を受けた場合、当社は、買入請求金額の本新株予約権付社債を、買入請求通知を受けた日から 30 暦日以内に、本新株予約権付社債の額面金額に一定の金額を上乗せした金額で買入れなければならない。但し、当社に未公表の重要事実(金融商品取引法第 166 条第 2 項及び同法第 167 条第 2 項に定める事実をいう。)が存在する期間は、別途適用除外規定を充足しない限り、XPEC 社は買入請求通知を行うことはできない。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額(円)	855,000,000 円
② 発行諸費用の概算額(円)	23,000,000 円
③ 差引手取概算額(円)	832,000,000 円

(注) 1. 発行諸費用の内訳は、弁護士報酬費用、本新株予約権付社債の算定評価報酬費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、有価証券届出書作成費用、及び変更登記費用等が含まれます。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用(人件費、外注費、サーバー費、広告宣伝費等。海外展開を行う場合のこれらの費用を含みます。)への充当	186	平成 28 年 5 月～ 平成 29 年 4 月
当社が XPEC 社との関係強化のため、EGL 社より取得する XPEC 社株式 1,643,546 株(注 5)(XPEC 社の発行済株式総数及び議決権総数の約 1.1%)の取得資金	646	平成 28 年 5 月

(注) 1. 上記の使途及び金額のうち、他社タイトルの運営移管受託に係る運営費については、当社の事業開



発を具現化する各種施策を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合あるいは市場を取り巻く環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後のかかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途が変更となった場合は、適時適切に開示します。

2. 上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。
3. 当社と EGL 社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
4. XPEC 社と EGL 社との間には、XPEC 社が発行した私募株式を EGL 社が引き受けていることを除き、人的関係又は取引関係その他の利害関係はない旨、XPEC 社より口頭にて確認しております。
5. 当社が取得する XPEC 社株式の数は、XPEC 社株式の取得に充当する上記手取金の額 (646 百万円) を払込期日 (平成 28 年 5 月 11 日) 現在の外国為替換算レートで台湾ドルに換算した額から為替手数料等相当額を控除した金額を、本件譲渡価格で除した数であり、上記取得予定株式数は、外国為替換算レートを 1 台湾ドル=3.42 円と仮定し、一定の為替手数料等の見込額を控除して算出した見込数です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資本業務提携を通じて、当社と XPEC 社との間におけるより強固なパートナーシップを構築するとともに当社の財務基盤の強化を図り、またこれを基盤として、当社グループ及び XPEC 社グループが有するリソースを最適化して相互利用するとともに、他社タイトルの運営移管受託事業の拡大及び海外展開を図ることによって、当社の企業価値を向上させることが可能であると判断しており、これにより既存株主の利益の向上も見込まれるため、本第三者割当による調達資金の使途は合理的なものであると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の転換価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、以下のとおり基準株価を算出し、当該基準株価である 382 円を参考として、382 円 (基準株価に対して 100.0%) といたしました。

本新株予約権付社債の転換価額の算定方法について、過去 1 か月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値を基準といたしましたのは、以下の理由によるものであります。

- 個別銘柄の株価は、株式市場全体の影響を受けることから、発行決議日の前営業日という特定の一時点の株価を採用した場合、為替相場の変動や他国における特定の経済事象の発生などにより、当該特殊要因の影響を織り込んだ株価となる可能性が高いと考えられます。一時的な高値や安値の影響を緩和し、株価変動を平準化した株価を算定するための一つの手法として、一定期間における平均値を用いることには一定の合理性があるものと考えております。

参考までに、本新株予約権付社債の転換価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去 6 か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価 410.5 円に対し 6.93% のディスカウント、過去 3 か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価 380.4 円に対し 0.42% のプレミアム、過去 1 か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価 382.5 円に対し 0.13% のディスカウント、また、発行決議日の前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の株価 412 円に対し 7.28% のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定に当たっては、公正を期すため、独立した第三者機関である株式

会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関3丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人）に対して価値算定を依頼しました。

株式会社プルータス・コンサルティングによる本新株予約権付社債の価値算定においては、一定の前提、すなわち、株価（発行決議日の前取引日の終値）、配当利回り（0%）、権利行使期間（約3年間）、無リスク利率（-0.262%）、株価変動性（90.32%）、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（当社は、発行後、基本的に割当予定先の転換を待つものとするが、2億9百万円分については買取請求に応じるものとする。なお、満期日において残存する本新株予約権付社債がある場合には、2億9百万円分（額面19百万円の本社債11口）のみ額面にて償還するものとする。割当予定先は、当社の株価が転換価額を上回っている場合、2億9百万円分（額面19百万円の本社債11口）のみ、普通株式への転換を行い、取得した株式を売却するものとする。ただし、1度の転換では1個ずつ転換するものとし、売却にあたっては、1日あたり平均売買出来高（約285,000株/日）の約10%（約28,500株/日）を目安に、日々売却するものとし、保有する株式を全て売却した後、次の転換を行うものとする。また、本新株予約権付社債の割当日から1年後以降、株価が1ヶ月連続で転換価額の50%を下回った場合、当社に対して買取請求をするものとする。6億46百万円分（額面19百万円の本社債34口）については、本新株予約権に係る行使期間の末日において全て転換するものとする。）、その他発行条件及び本資本業務提携契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定がなされております。当社は、本新株予約権付社債の払込金額（額面100円当たり金100円）と株式会社プルータス・コンサルティングの算定した公正価値（本新株予約権付社債：額面100円当たり94円32銭）を比較した上で、払込金額が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

以上のことから、当社は、本新株予約権付社債の発行条件は適正かつ妥当であり、本新株予約権の有利発行には該当しないものと判断しました。

また、当社監査役三名全員（全員が会社法上の社外監査役）から、本新株予約権付社債の発行要項の内容及び上記の株式会社プルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権付社債の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- 本第三者割当の決議を行った取締役会において、株式会社プルータス・コンサルティングによる本新株予約権付社債の公正価値の算定結果を参考にしつつ、本第三者割当担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。
- 株式会社プルータス・コンサルティングは当社及び割当予定先と人的及び資本上の関係はなく、当社の経営陣からも独立していると認められること。
- 株式会社プルータス・コンサルティングは企業価値評価実務、発行実務並びにこれらに関連する財務問題に関する知識・経験を有していると認められること。
- 株式会社プルータス・コンサルティングは、一定の条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しており、株式会社プルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に発行される予定の株式数は最大で2,238,219株であります。これにより平成28年3月31日現在の発行済株式総数8,989,400株（総議決権数89,864個）に対して、最大で24.90%（議決権比率24.90%）の割合で希薄化が生じます。しかしながら、当社としては、このような潜在的な希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資本業務提携を通じて、当社とXPEC社との間にお

けるより強固なパートナーシップを構築するとともに当社の財務基盤の強化を図り、またこれを基盤として、当社グループ及びXPEC社グループが有するリソースを最適化して相互利用するとともに、他社タイトルの運営移管受託事業の拡大及び海外展開を図ることによって、当社の企業価値を向上させることが可能であると判断しており、これにより既存株主の利益の向上も見込まれます。また、XPEC社は、同社が取得する本新株予約権付社債（8億55百万円）のうち、6億46百万円分（額面19百万円の本社債34口）を転換して取得する当社株式（当初転換価額に基づき算出した場合、1,691,099株）につき、中長期的に保有する意向を表明しておりますが、本新株予約権の目的である株式の総数2,238,219株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日当たりの平均出来高は96,879株、過去3か月間における1日当たりの平均出来高は118,452株及び過去1か月間における1日当たりの平均出来高は25,391株となっていることに鑑みれば、上記新株予約権の目的である株式の総数2,238,219株が本新株予約権の行使期間中（245日／年営業日で計算）に売却されると仮定しても、1日当たりの売却株式数は約3,045株となり、上記の過去1か月間における1日当たりの平均出来高25,391株に対しても11.99%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権付社債の転換により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。以上の点を勘案し、本新株予約権付社債の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

名称	XPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司)		
本店の所在地	2F, No.16, Sec.1, Beiyi Rd, Xindian Dist., New Taipei City (新北市新店區北宜路一段16號2樓)		
代表者の役職・氏名	董事長 許金龍		
事業内容	グローバル市場におけるマルチプラットフォームのコンソールゲームソフト、PC オンラインゲーム及びモバイルコンテンツの開発		
資本金	1,263,732千台湾ドル(平成27年12月31日現在) (1台湾ドルを平成27年12月30日現在の外国為替終値3.68円にて換算した金額 は4,650百万円)		
設立年月日	2000年8月14日		
発行済株式数	126,373,236株		
決算期	12月末		
従業員数	206名		
主要取引先	智拓網絡科技有限公司 T2E International Holdings Limited. LongMen limited		
主要取引銀行	兆豐國際商業銀行 台北富邦銀行 上海商業儲蓄銀行		
大株主及び持株比率	英屬蓋曼群島商(Cinda Creative Industry Investment Fund L.P.) 9.10% 動游有限公司 9.10% KingKong Development LLC. 8.20%		
当事会社間との関係	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。	
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。	
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成25年12月末	平成26年12月末	平成27年12月末
連結純資産(百万円)	8,943	16,389	22,265
連結総資産(百万円)	11,088	21,104	35,607
1株当たり連結純資産(円)	134.71	180.48	163.94
連結売上高(百万円)	2,372	3,597	8,087
連結営業利益(百万円)	50	814	2,821
連結経常利益(百万円)	238	1,192	2,757
連結当期純利益(百万円)	197	1,423	2,116
1株当たり連結当期純利益(円)	3.52	9.82	14.09
1株当たり配当金(円)	0.70	2.27	—

(注) 1. 上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、平成25年12月期は、平成

25年12月30日現在の外国為替終値である1台湾ドル=3.52円、平成26年12月期は、平成26年12月30日現在の外国為替終値である1台湾ドル=3.79円、平成27年12月期は、平成27年12月30日現在の外国為替終値である1台湾ドル=3.68円にて換算しております。

2. 割当予定先である XPEC 社は台湾 GTSM 市場において株式が取引されている企業であります。当社は、XPEC 社が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号 新御茶ノ水アーバントリニティ6階、代表取締役社長 荒川一枝）に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。また、XPEC 社の董事長である許金龍氏から、XPEC 社の役員及び同社の子会社が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しております。なお、当社は、割当予定先及びその代表者が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。
3. 上記の割当予定先の概要は、別途時点を明記していない限り、平成28年4月25日現在の内容です。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先を選定した理由については、上記2「募集の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である XPEC 社は、当社取締役会による事前承諾がない限り、本新株予約権付社債を第三者に対して譲渡等を行うことができません。

また、本資本業務提携契約に基づき、XPEC 社は、本新株予約権付社債のうち6億46百万円分について、本新株予約権付社債の発行日から本新株予約権の行使期間の末日までの間に、その全部を当社の株式に転換しなければならないこととされており、当該本新株予約権の転換により取得した当社株式については、本資本業務提携による相互の企業価値の向上を実現するためには、両者の長期的な提携関係を維持することが必要不可欠であることから、本資本業務提携契約において、原則として中長期的に保有する方針であることを表明していただいております。また、本資本業務提携契約に基づき、XPEC 社が本新株予約権付社債の転換により取得した当社の株式の全部又は一部を第三者に対して売却する場合には、当該売却が実行される日の20暦日前に、当該第三者に関する情報を当社に対して書面で通知しなければならないこととされております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である XPEC 社については、台湾 GTSM 市場において開示された2015年12月期に係る同社の連結財務諸表によれば、2015年12月末日時点における「現金及び現金同等物」の額は715百万台湾ドル（平成27年12月30日現在の外国為替終値である1台湾ドル=3.68円にて換算すると約2,632百万円）であり、本新株予約権付社債に係る払込みに必要かつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込みに支障はないと判断しております。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成28年3月31日現在)		募集後	
石井 武	20.29%	XPEC Entertainment Inc.	19.94%
株式会社エーシーエヌ	4.89%	石井 武	16.25%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4.29%	株式会社エーシーエヌ	3.91%
鶴川 太郎	2.00%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口)	3.43%
グリーン株式会社	1.85%	鶴川 太郎	1.60%
株式会社SBI証券	1.41%	グリーン株式会社	1.48%
小徳 宏之	0.93%	株式会社SBI証券	1.13%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	0.88%	小徳 宏之	0.75%
田中 正幸	0.76%	日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口)	0.71%
三原 徹之	0.51%	田中 正幸	0.61%

- (注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。  
 2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。  
 3. 募集後の持株比率は、募集前の株式数を基に、本新株予約権付社債が全て当初の転換価額にて転換された場合に増加する株式を加えて算出しております。

## 8. 今後の見通し

本第三者割当及び業務資本提携による平成28年9月期の業績への影響については、現在精査中であり、今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権付社債が全て転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期
連結売上高	—	2,765,788千円	2,541,885千円
連結営業利益	—	△56,438千円	△926,250千円
連結経常利益	—	△82,240千円	△934,845千円
連結当期純利益	—	△148,755千円	△1,016,379千円
1株当たり連結当期純利益	—	△17.70円	△113.59円
1株当たり配当金	—	—円	—円

1株当たり連結純資産	—	323.32円	213.76円
------------	---	---------	---------

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年3月31日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式数	8,989,400株	100.0%
潜在株式数	560,000株	6.2%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期
始 値	4,015円	4,380円 □2,720円	1,000円
高 値	16,570円	6,310円 □2,920円	1,580円
安 値	2,702円	4,135円 □985円	463円
終 値	4,400円	5,450円 □1,012円	463円

(注) 平成26年9月期の株価については、株式分割（平成25年12月15日、1→2株）による権利落前の株価に基づいて記載しております。権利落後の株価に基づく数値は□印で記載しております。

② 最近6か月の状況

	平成27年 11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	4月
始 値	493円	496円	383円	474円	362円	399円
高 値	526円	506円	539円	479円	423円	420円
安 値	467円	333円	281円	277円	356円	331円
終 値	500円	395円	513円	368円	397円	412円

(注) 平成28年4月の株価については、平成28年4月22日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年4月22日
始 値	404円
高 値	420円
安 値	400円
終 値	412円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募による新株式の発行（一般募集）

払込期日	平成26年3月27日
調達資金の額	760,064,800円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき金1,484.74円
募集時における発行済株式数	8,000,000株
当該募集による発行株式数	520,000株
募集後における発行済株式総数	8,520,000株
発行時における当初の資金用途	一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計1,054,012,800円については、子会社であるALPLUS VIETNAM Co., Ltd. への業務委託費として平成26年9月期に215百万円、平成27年9月期に863百万円充当し、残額が生じた場合には、平成28年9月期以降に充当予定。
発行時における支出予定時期	
現時点における充当地況	上記用途のほか、平成26年10月に設立した子会社であるALPLUS KOREA Inc. への業務委託費及び運転資金としてほぼ全額を充当しております。

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成26年4月22日
調達資金の額	293,948,000円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき金1,484.74円
募集時における発行済株式数	8,520,000株
当該募集による発行株式数	173,400株
募集後における発行済株式総数	8,693,400株
割当先	野村証券株式会社
発行時における当初の資金用途	一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計1,054,012,800円については、子会社であるALPLUS VIETNAM Co., Ltd. への業務委託費として平成26年9月期に215百万円、平成27年9月期に863百万円充当し、残額が生じた場合には、平成28年9月期以降に充当予定。
発行時における支出予定時期	
現時点における充当地況	上記用途のほか、平成26年10月に設立した子会社であるALPLUS KOREA Inc. への業務委託費及び運転資金としてほぼ全額を充当しております。

11. 発行要項

【別紙】株式会社オルトプラス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項に記載の通りです。

以上



**株式会社オルトプラス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
発行要項**

本要項は、株式会社オルトプラス(以下「当社」という。)が平成28年4月25日に開催した取締役会の決議により平成28年5月11日に発行する株式会社オルトプラス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社オルトプラス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本新株予約権**」という。)
2. 募集社債の総額 金8億55百万円(額面総額8億55百万円)
3. 各募集社債の金額 金19百万円の1種。各社債の口数は45口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。
4. 各募集社債の払込金額 金19百万円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券は発行しない。  
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 平成28年5月11日
9. 申込取扱場所 株式会社オルトプラス 財務・経理部
10. 本社債の払込期日 平成28年5月11日
11. 本新株予約権の割当日 平成28年5月11日
12. 募集の方法  
第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全額を、XPEC Entertainment Inc. (以下「**割当先**」という。)に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
  - (1) 担保提供制限  
当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後、当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であつて、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に

係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法及び期限

(1) 本社債は、平成31年4月30日(以下「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

(2) 当社は、平成29年5月11日以降、平成31年4月29日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に残存する本社債の全部又は一部を、本社債の金額100円につき、以下の金額で繰上償還することができる。ただし、当該繰上償還において、当社が本社債権者に支払う金額の総額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

① 平成29年5月11日から平成30年4月30日までの期間： 金101.5円

② 平成30年5月1日から平成31年4月29日までの期間： 金103.0円

(3) 本項に基づき本社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。ただし、本社債又は本新株予約権の一方のみを買入れることはできない。当社が買入れた本新株予約権付社債に係る本社債を消却した場合、当該本社債に付された本新株予約権は同時に消滅するものとする。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第15項第(1)号又は第16項第(1)号の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。

(2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。

(4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。

(5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計45個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「**交付**」という。)する数(以下「**交付株式数**」という。)は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、行使する本新株予約権に係る本社債とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。

(3) 転換価額

本新株予約権の行使による交付株式数を算定するに当たり用いられる当社普通株式1株当たりの額(以下「**転換価額**」という。)は、当初、382円とする。ただし、次号乃至第(8)号の定めるところに従い調整されることがある。

(4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式(以下「**転換価額調整式**」という。)をもって転換価額を調整する(本号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された後の転換価額を「**調整後転換価額**」、調整される前の転換価額を「**調整前転換価額**」という。)

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とし、転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社法第 762 条第 1 項に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ② 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - ④ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間  
平成 28 年 5 月 11 日から平成 31 年 4 月 29 日までとする。ただし、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合（但し、当該繰上償還日に残存する本社債の全部を繰上償還する場合に限る。）は、第 16 項第(2)号に基づき当社が社債権者に対して繰上償還に係る事前通知を行った日から 30 暦日目まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成 31 年 4 月 30 日以降に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件  
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由  
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還、転換価額、

発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(15) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印又は署名した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(16) 新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(17) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(18) 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社オルトプラス 財務・経理部

東京都渋谷区渋谷三丁目 12 番 18 号 渋谷南東急ビル 9 階

20. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社オルトプラス 財務・経理部

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号 渋谷南東急ビル 9階

21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の 10 分の 1 以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第 21 項に定める公告に関する費用
- (2) 第 22 項に定める社債権者集会に関する費用

24. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

25. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役 CEO に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。